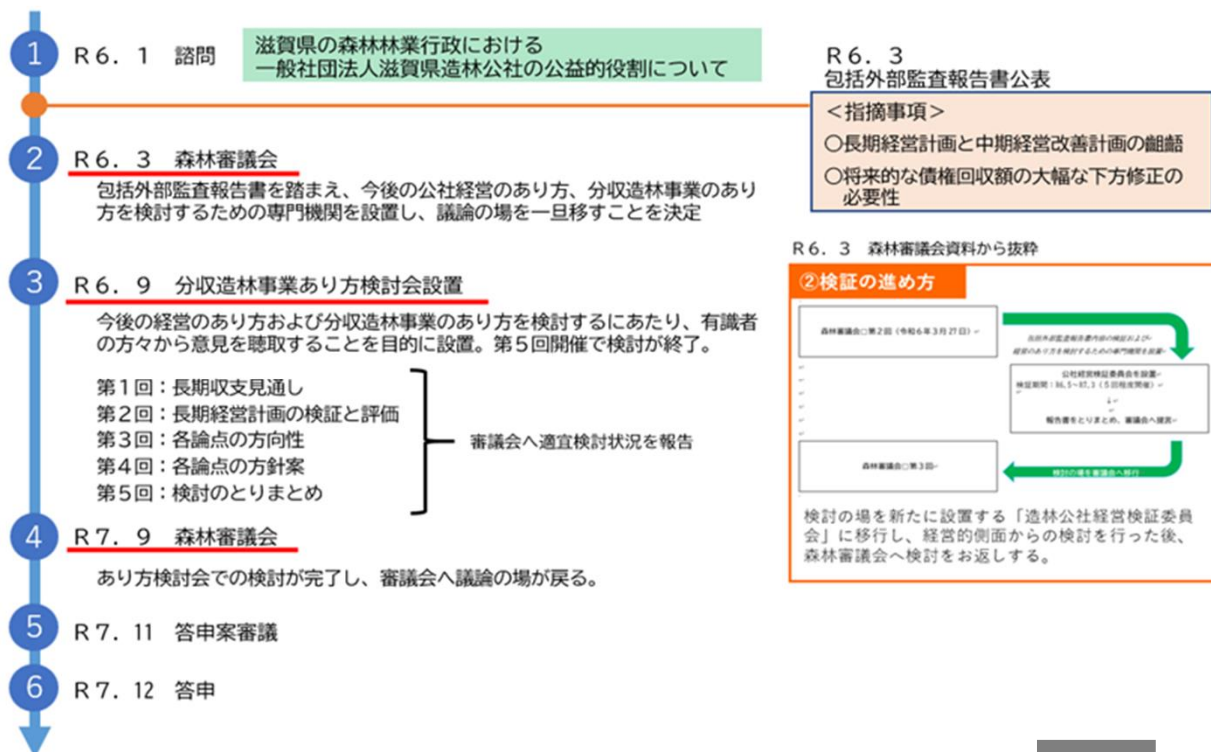


公社林の公的管理のあり方について

1 これまでの経過と諮問

分収造林事業のあり方検討について

- 森林審議会でもご審議をいただきつつ、造林公社の行う分収造林事業のあり方について検討してきた
- 昨年度3月に県としての検討をとりまとめ、今後のあり方に関する方針を策定し公表した。



審議事項	答申内容
分収造林事業	10年程度の期間をかけて中長期的に分収造林事業の収束を図るべき
公社林整備	採算林は、民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる 不採算林は、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの 公的管理に移行 するべき
債権処理	債権者が債権の全額を放棄せざるを得ない
公社組織	分収造林事業の収束や債権放棄を行うことを踏まえれば、公社組織が解散されなければ県民理解が得られない
公益的役割	公社に果たすべき公益的役割はない 今後は、滋賀県が残る公社林を公的管理することで、森林林業行政の推進における公益的役割を果たされたい



令和8年3月27日「一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業のあり方に関する方針」策定

- ①今後10年程度の期間をかけて、ソフトランディングを行い段階的に**分収造林事業を収束**させる
- ②**公的管理の導入**など、分収造林事業から新たな時代にふさわしい森林政策への転換を目指す

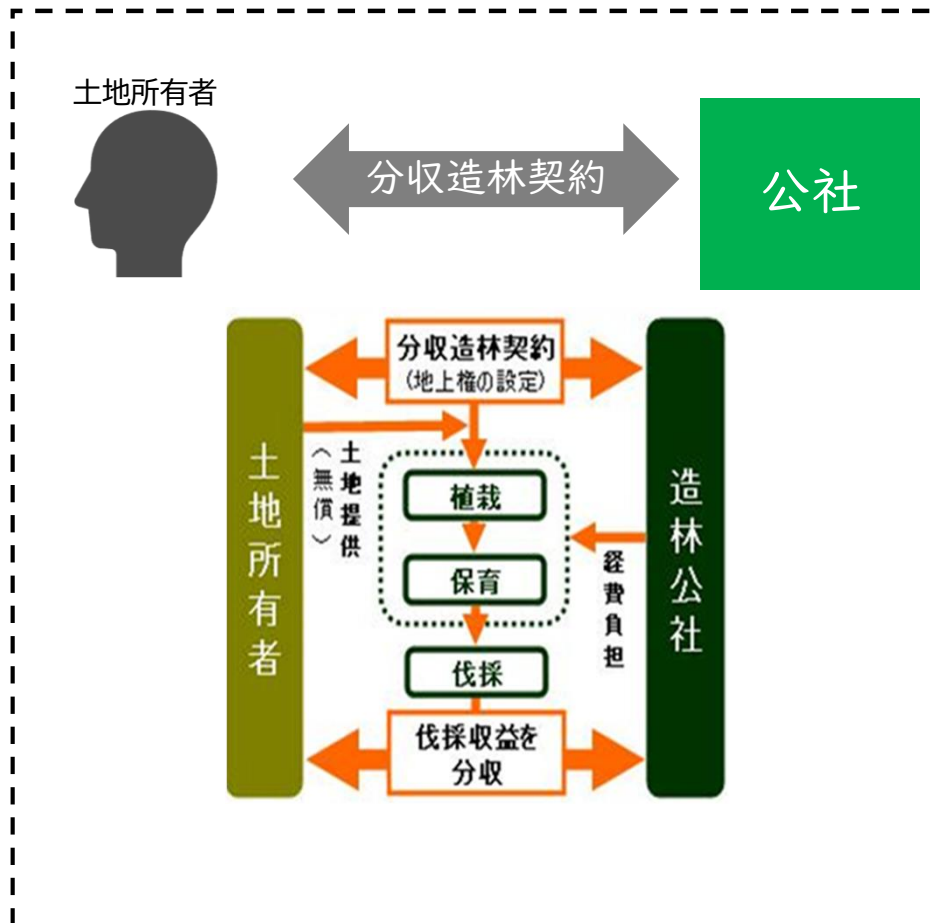
分収造林事業の収束について

○造林公社の行う分収造林事業を収束させるためには、以下2つの要素が必要

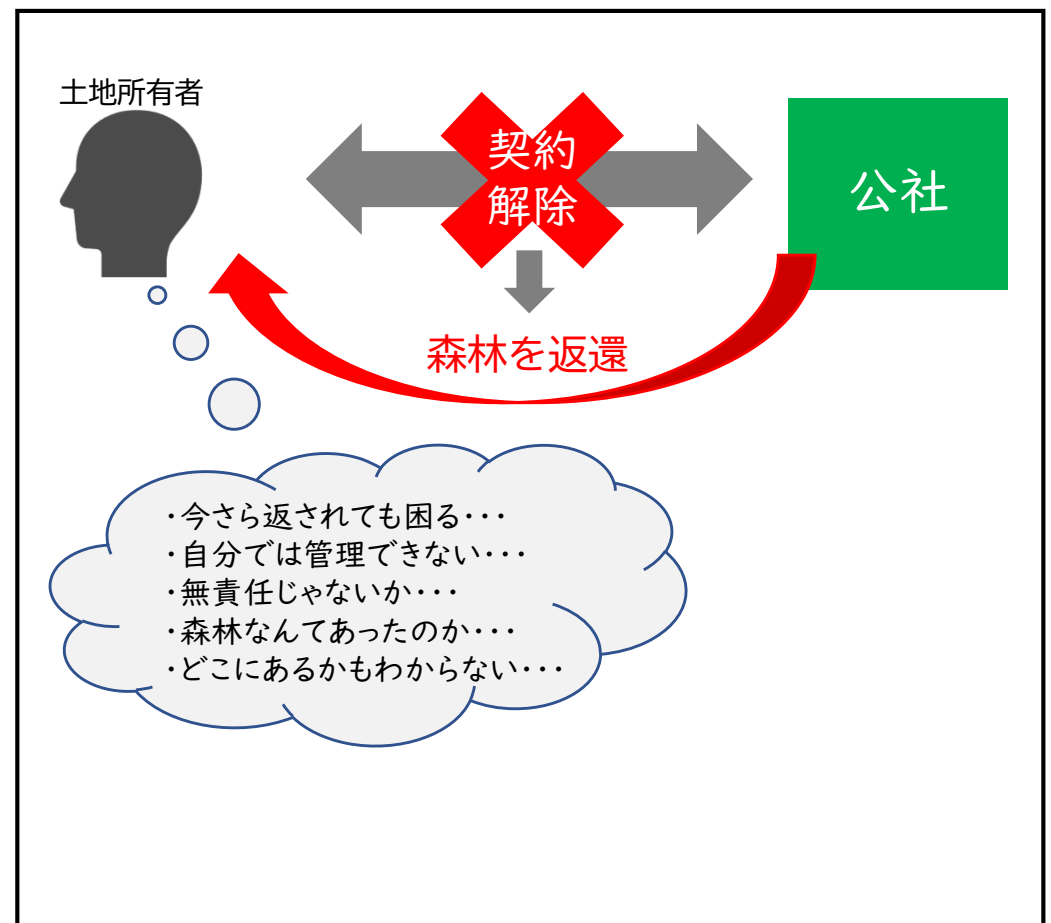
- ①造林公社の行う木材生産活動の終了
- ②造林公社が土地所有者と締結する分収造林契約の解除

○公的管理は、「②造林公社が土地所有者と締結する分収造林契約の解除」を行うにあたって、土地所有者の意向や不安に寄り添い、公社林を県の責任で保全していくための一つの手段

今までの状況



事業収束を目指すにあたって

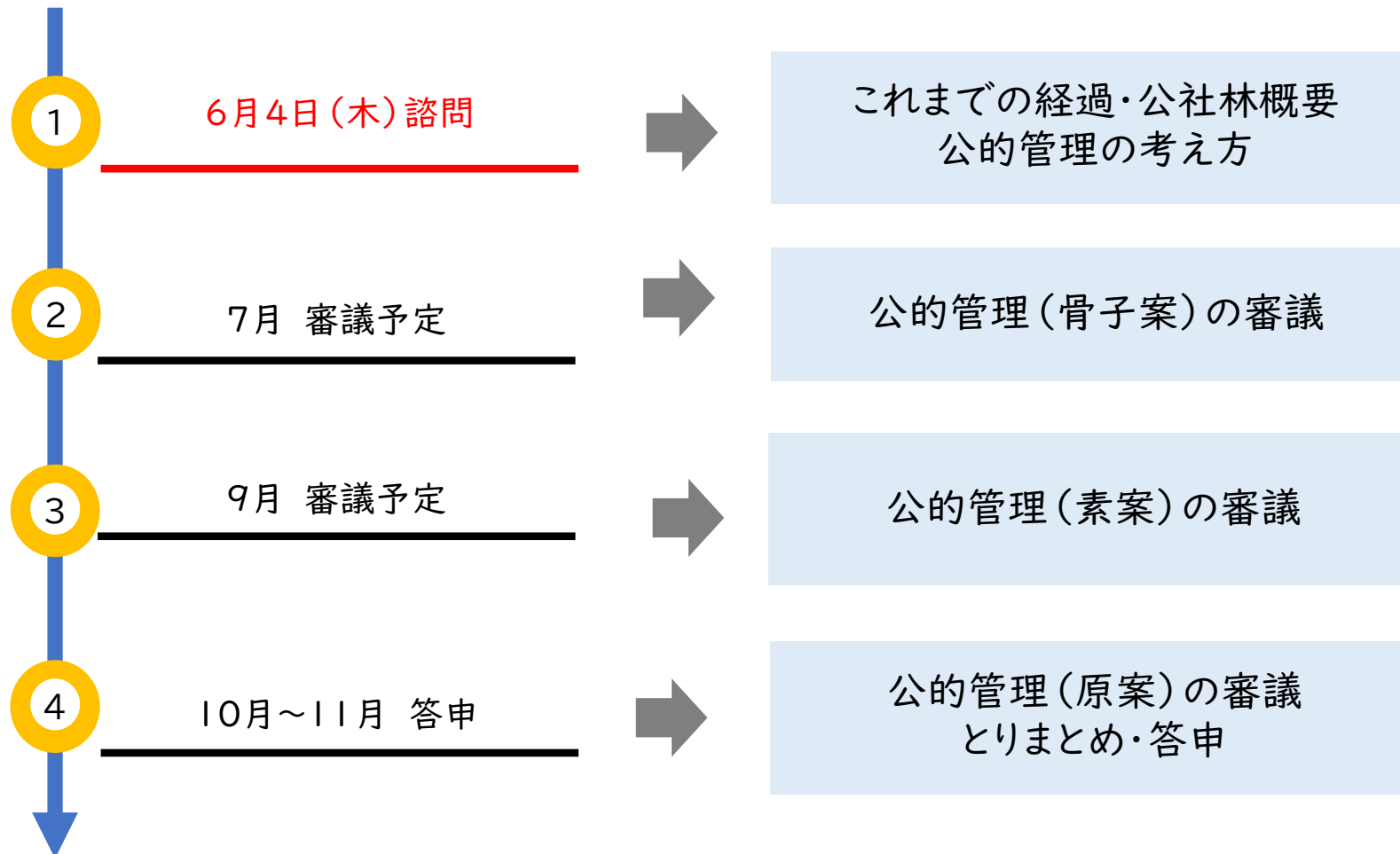


諮問と今後の審議スケジュール案

<諮問事項>

公社林の公的管理のあり方

- 今回を含め、4回程度の審議を予定。
- 審議会では、公社林に対する公的管理の考え方、目指すべき公社林管理の方向性、その手法等についてご審議いただきたい。



2 公社林について

公社林とは

○一般社団法人滋賀県造林公社が分収造林方式により造林してきた森林を公社林という

概要

社名 一般社団法人滋賀県造林公社

事業内容 分収造林事業
林業労働力確保事業

設立 昭和40年
(昭和48年に設立されたびわ湖造林公社
を平成24年に吸収合併し、平成25年に
一般社団法人化)

理事長 三日月 大造 (滋賀県知事)

一般正味財産 109,389,896円 (R6末現在)

社員 滋賀県、兵庫県、県内13市町、
滋賀県森林組合連合会

● 公社林の造林

戦後の経済発展に伴い、水供給を地下水に頼っていた琵琶湖・淀川流域の下流地域で地盤沈下が深刻化



ビルの抜け上がり



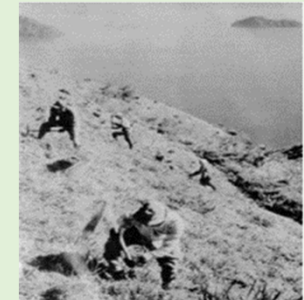
地盤沈下で海に沈んだ工場

琵琶湖の水源涵養機能を高め、琵琶湖から下流自治体への水供給力の強化を図るため、分収造林方式により県内2万haの針葉樹を造林。

多くの労働者の努力により、大切に植え育てられてきた。



当時の造林風景

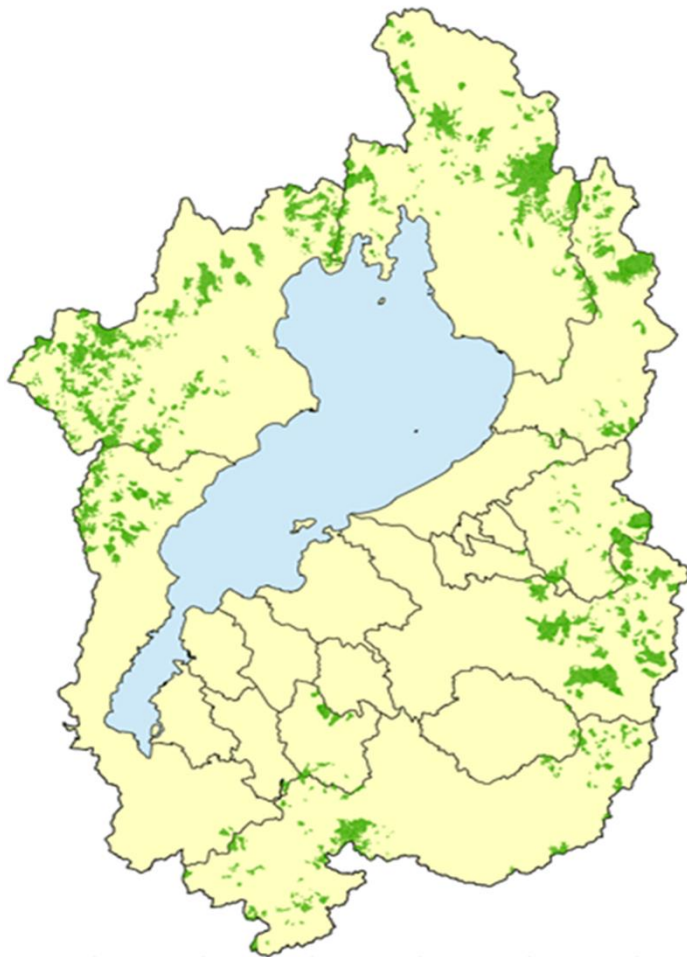


公社林の状況①（面積・分布）

○県内に約2万ヘクタール（19,622.63ヘクタール）の針葉樹を造林

○造林は昭和40年代～平成初頭にかけて行われ、当時の林野庁通知に基づき、多くは、一般の森林所有者では造林が難しい山間僻地を中心に行われた。

○平成23年から、公社の経営改善に向けた取組の一環として、不採算事業地の解約を順次進めている。



令和7年4月1日現在

	採 算 林 面 積	不 採 算 林 面 積	既 解 約 等 面 積	合 計
大 津 市	114.90	896.85	572.30	1,584.05
栗 東 市	23.09	31.39	0.52	55.00
湖 南 市	14.91	223.58	2.81	241.30
甲 賀 市	446.89	1,639.00	173.40	2,259.29
日 野 町	0.00	49.55	23.15	72.70
東近江市	153.64	2,045.50	568.99	2,768.13
愛 荘 町	0.00	76.25	0.75	77.00
甲 良 町	0.00	6.50	0.00	6.50
多 賀 町	34.93	267.95	422.66	725.54
彦 根 市	0.00	88.01	0.26	88.27
長 浜 市	108.95	1,967.90	2,260.49	4,337.34
米 原 市	74.73	938.28	499.02	1,512.03
高 島 市	519.19	3,616.74	1,759.55	5,895.48
合 計	1,491.23	11,847.50	6,283.90	19,622.63

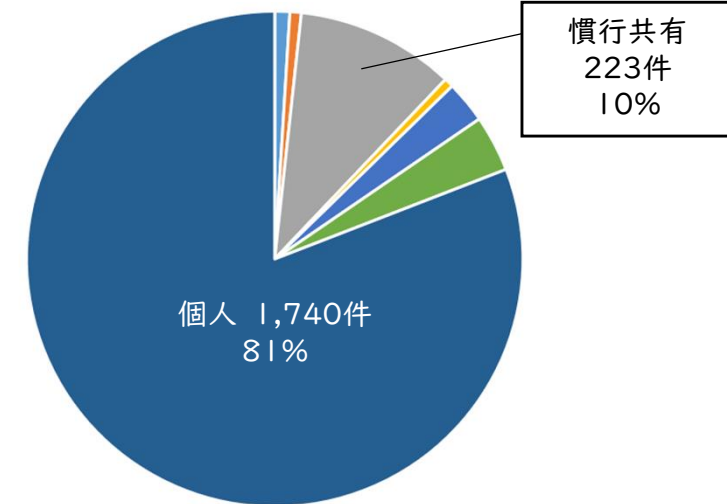
公社林の状況②（契約者・樹種・林齢）

○契約者のほとんどは個人で、個人有林と慣行共有林を合わせて、管理面積のおよそ70%を占める

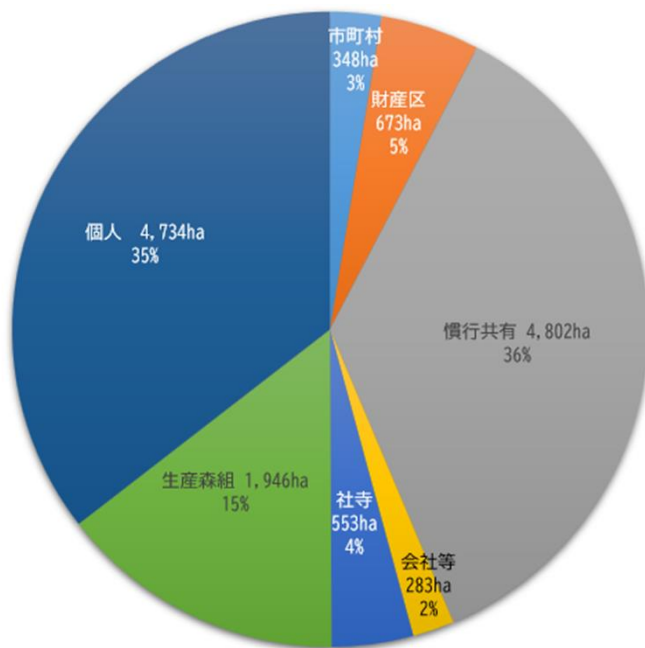
○管理する森林のうち、伐期とされる10齢級以上の森林が約半分を占め、森林資源の充実が進む

	概要
契約管理面積	13,339ha（スギ8,067ha、ヒノキ4,865ha、マツ類407ha）
契約件数	2,151件
契約期間	80年間（30年間の契約延長に応じている場合）
事業期間	昭和40年（1965年）～令和50年（2068年）

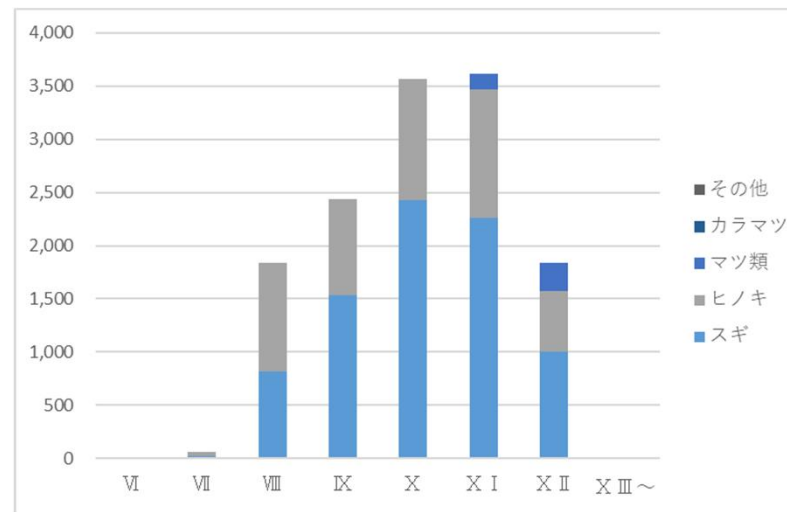
契約者別契約件数



契約者別管理面積

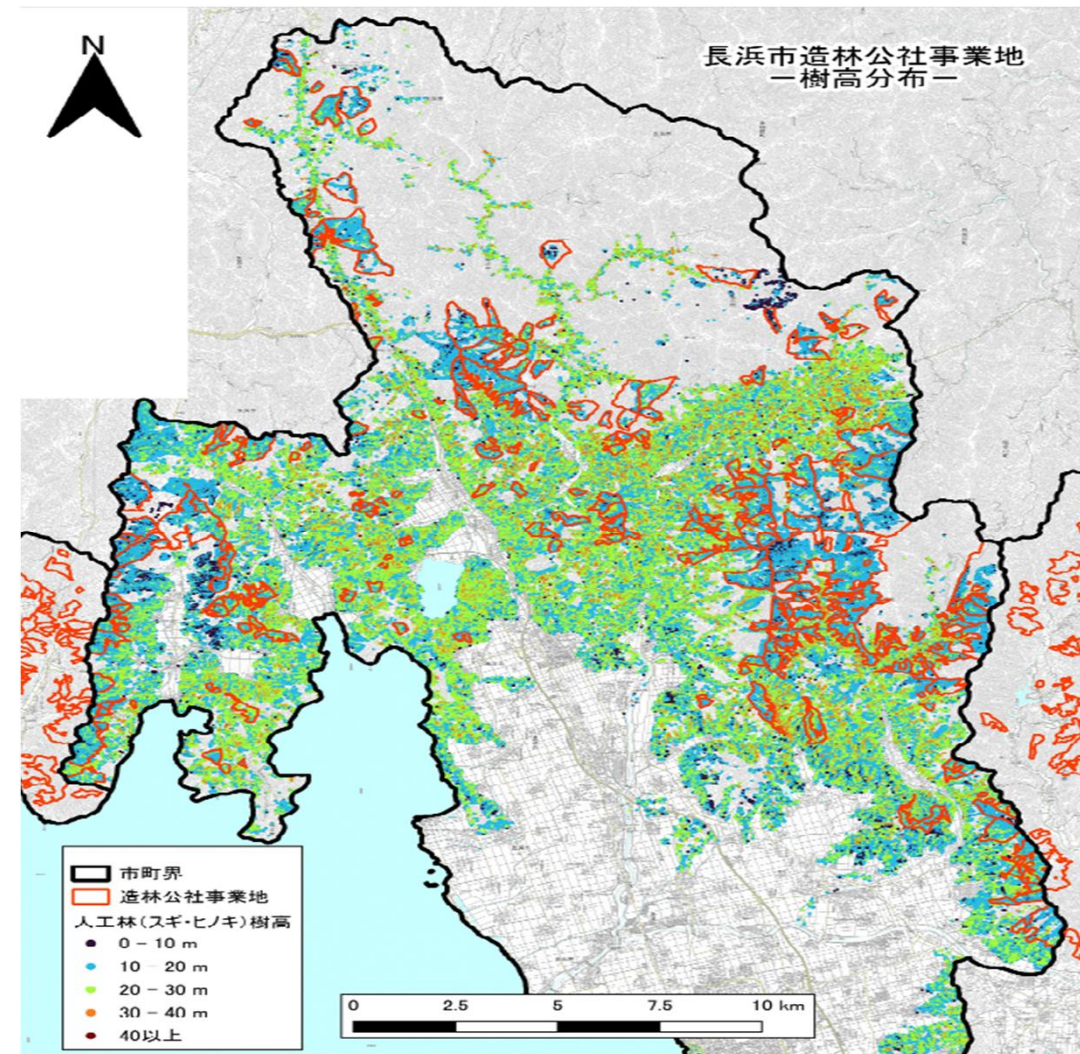
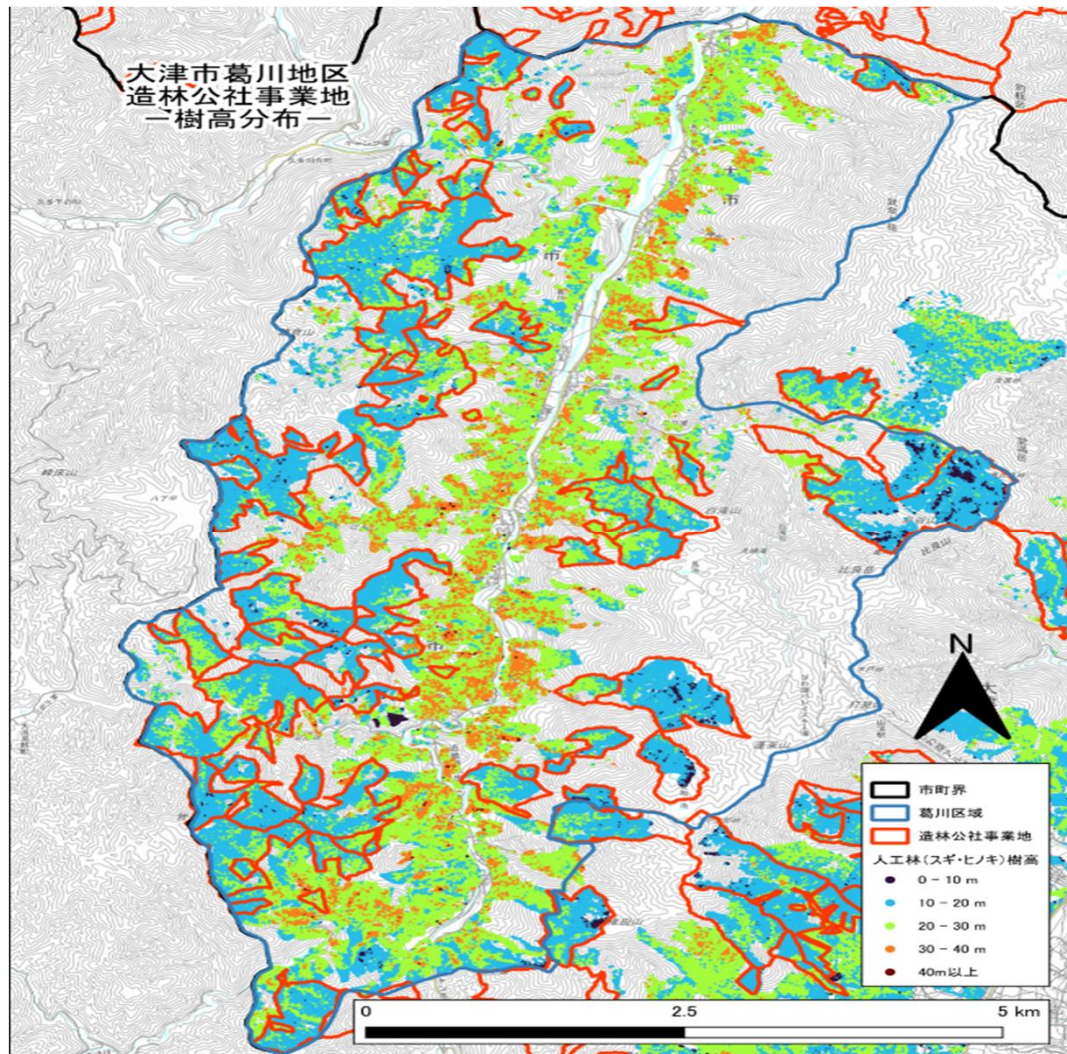


樹種別・林齢別管理面積



公社林の状況③（航空レーザ計測による森林解析結果）

- 令和4年度から滋賀県で行った航空レーザ計測による森林解析結果を活用し、公社林事業地の森林の生育状況を調査
- 結果、周辺の民有林に比べ、生育状況が悪いことが判明



公社林の状況④（採算性・公益的機能）

- 林業政策としては、過去に行った条件不利地への造林や、生育状況、森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化などにより、**不採算事業地が多く、将来にわたり管理コストの増大が懸念**されると評価
- 森林政策としては、県内約2万ヘクタールに及ぶ公社林が貨幣換算すると**約199億円／年もの公益的機能**を発揮させ、県民の生命と財産を支えており、滋賀県の**森林政策の発展に大きく貢献**していると評価

林業政策としての評価

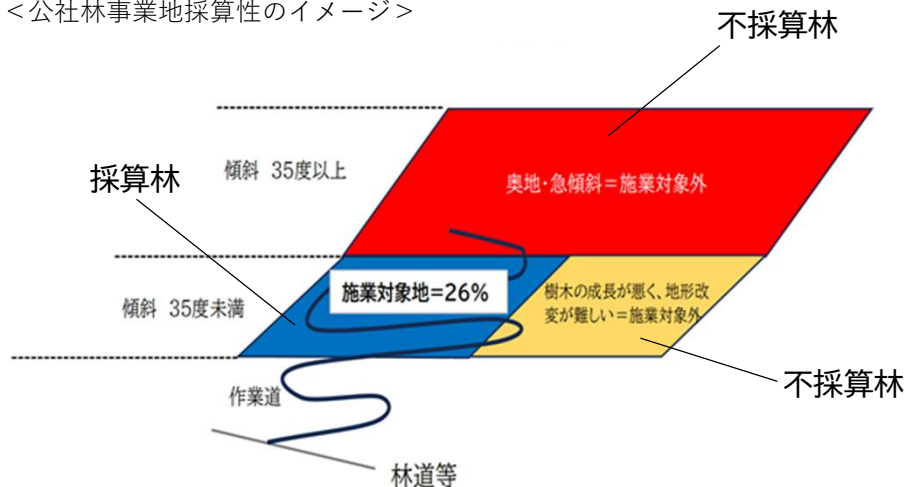
①長期経営計画上の採算性判定
(H23.3時点)

区分	面積
採算林	7,550.78ha
非採算林	1,925.70ha
不採算林	7,399.26ha

②長期収支試算時の採算性判定
(R7.4.1時点の机上での試算値)

区分	面積
採算林	1,491.23ha
不採算林	11,847.50ha

<公社林事業地採算性のイメージ>



森林政策としての評価

【貨幣評価（年換算調整後）】

(千円／ha・年)

公益的機能の内容	評価方法の説明 (算出根拠)		1 ha 当たり 評価額	公社林特有の 事情による 調整内容	年換算 調整	1 ha当たり 評価額 (調整後)
二酸化炭素吸収機能	年間吸収量に基づ く回収コスト	代替 法	49.3	奥地林の生育 状況を考慮	9/10	44.4
化石燃料代替機能	年間吸収量に基づ く回収コスト	代替 法	9.0	奥地林の生育 状況を考慮	9/10	8.1
水資源貯留機能 (N・A・W・I・P)	治水ダム 減価償却費 年間維持費	代替 法	348.0	治水機能1/2 (複合ダム)	1/2	174
洪水緩和機能 (F)	治水ダム 減価償却費 年間維持費	代替 法	257.5	治水機能1/2 (複合ダム)	1/2	128.8
水質浄化機能	雨水処理施設 減価償却費 年間維持費	代替 法	582.6	総貯留量を 雨水処理	1	582.6
表面浸食防止機能	堰堤の建設費	代替 法	1,124.9	全期間(耐用 年数50年)	1/50	22.5
表面崩壊防止機能	山腹工事費用	代替 法	336.1	全期間(耐用 年数40年)	1/40	8.4
保健・レクリエー ション機能	旅行費用 家計支出 〔旅行用〕		89.8	奥地林は1/2 貢献	1/2	44.9
1 ha当たり評価額(調整後) 合計					1,013.7	

公社林：19,622ha×1,013.7千円／ha・年÷約**199億円／年**

※2001年の日本学術会議答申を基に公社で算出

3 公的管理の考え方について

公的 管理についての考察

「公的」とは、
国や地方自治体、公共の機関に関わる性質を指す言葉



「管理」とは、
目標達成のために人・モノ・資金・情報などの資源を把握し、統括・コントロールして運用すること（≡マネジメント）



もう少し具体的に・・・

<管理についての考察>

例：「道路管理」なら、維持補修、整備、点検、巡視、危険物除去 等を総称して道路管理
「鳥獣管理」なら、保護、駆除、生息地管理、農地対策、多様性保全 等を総称して鳥獣管理

➡では、「森林管理」における「管理」とは・・・

生産管理として、木材生産、林道作業道管理、過伐採防止 等

環境保全として、密度管理、樹種管理、公益的機能保全、乱開発防止、J-クレジット創出 等

権利保全として、所有権保全、地上権保全、経営管理権保全 等



管理（マネジメント）すべき対象は様々あるが、
これから公社林に対する公的管理を検討するにあたって、何を重視すべきか？

分収造林契約者の意向状況

○令和7年6月に、公社で土地所有者への意向調査を実施

○その結果、回答者の約9割が自分では森林管理ができないもしくは森林を手放したいと回答

○主な回答理由としては、ノウハウの問題、経費負担の問題、後継者の問題

<調査概要>

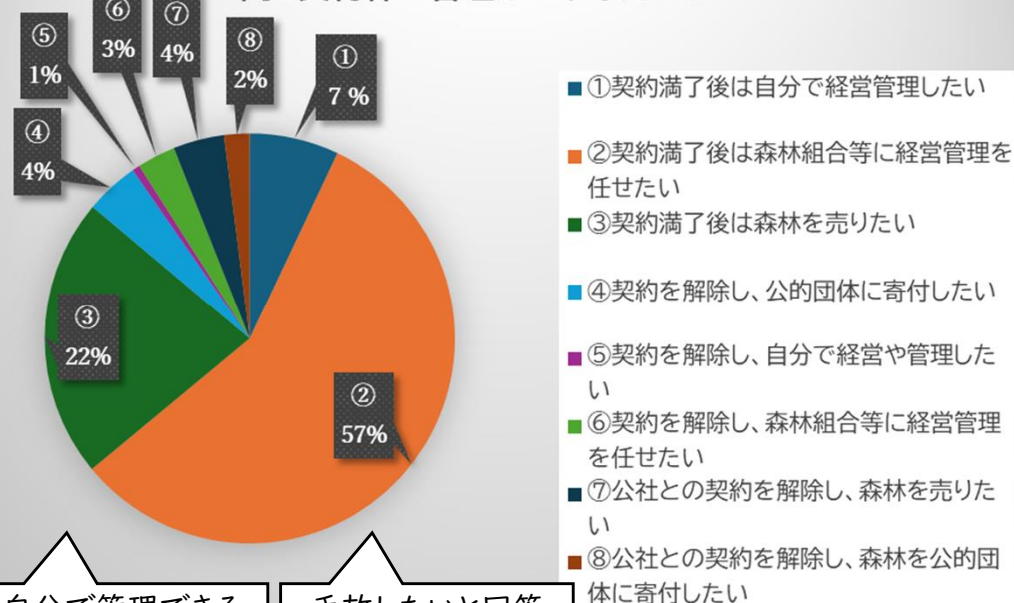
調査期間：令和7年6月11日～6月30日

調査対象者：1,283名（長期経営計画上の採算林契約者）

（内訳：個人1,143名、自治会47区、生森26組合、社寺57社、法人8者、その他2者）

有効回答者517名（有効回答率40.3%、宛先不明者108名）

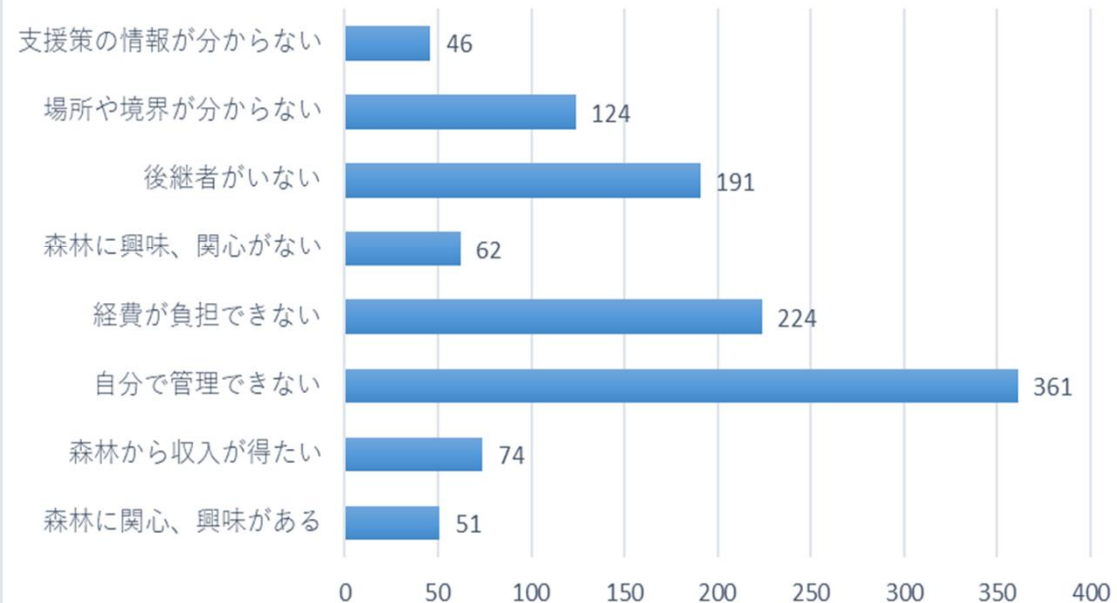
問3 契約林の管理はどうしたいか



自分で管理できると回答したのは、8% (①+⑤)

手放したいと回答したのは、32% (③+④+⑦+⑧)

問4 問3の回答理由（複数回答可）



公的管理とは

公社林に対する現状認識

- (1) 公社林は琵琶湖の水源林として造成された森林であり、極めて多くの公益的機能を発揮している
- (2) 公社林は県内森林面積の1割を占め、県の森林政策上も重要な位置づけ
- (3) 事業収束および契約解除を目指すものの、所有者自身による森林管理は難しい
- (4) 公社林は個人有林が多く、契約解除により市場に開放されることで様々なリスクを抱えるおそれ

放置林

所有者不明林

転用・開発

海外資本による
水源買収



公社林に対する公的管理の目的

その場所が健全な水源林であることを、
“県の関与”によって、将来にわたり維持していくこと